

医療的ケア児等への支援方策の課題と方向性（案）
（医療的ケア児等支援方策検討ワーキンググループとりまとめ）

1 はじめに

- ・低出生体重児等ハイリスク児が増大する中、医療技術の進歩等により、NICU 等退院後、医療的ケア児が増大
- ・医療的ケア児の支援については、必要とする支援の領域が広く、保健、医療、福祉等支援が連携、調整して対応していくことが必要
- ・このため、医療的ケア児、重症心身障害児等に対する医療・保健・教育等の連携の在り方と具体的施策、コーディネーターのあり方についてとりまとめる

2 医療的ケア児をとりまく現状

(1) 近年の国の動き

- ・児童福祉法改正（H28.6.3 公布）（適切に支援を受けられるよう、関連分野の連絡調整を行うための体制整備に関し、必要な措置を講ずる（第 56 条の 6 第 2 項））
- ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（H28.6.3 厚労省通知）
- ・障害児福祉計画の策定（都道府県、市町村に策定が義務づけ。「障害児支援の提供体制の確保を目的に策定、医療的ケア児の「協議の場」の目標・「コーディネーターの配置人数」の配置見込）
- ・NICU 長期入院児等の推移

(2) 現状

- ① 各用語について
- ② 府の現状数値
 - ・医療的ケアが必要な在宅療養児数
 - ・小児等在宅医療に係る現状
 - ・障害児関係施設・相談支援・医療型短期入所事業所数
- ③ 府のこれまでの対応
 - ・小児在宅医療支援に係る多職種連携を推進するための研修（こども総合対策課）
 - ・医療的ケアに従事する看護職員、支援に関する研修（家庭支援総合センター他）
 - ・在宅療養児支援連携検討委員会：連携体制の検討（こども総合対策課）
 - ・喀痰吸引等（3号）研修（障害者支援課）
 - ・「運営会議」開催（医療的ケアを必要とする特別支援学校生徒への支援体制整備検討（特別支援教育課）
 - ・特別支援学校配置看護師に対する研修実施（特別支援教育課）
 - ・重度障害児（者）在宅生活支援事業の実施（障害者支援課）
 - ・重症心身障害児（者）ショートステイ受入体制整備事業費の実施（障害者支援課）

3 各関連分野における課題と方向性

(1) 保健、医療

課題

- 周産期後方搬送受入協力病院制度の構築
- かかりつけ医との連携体制構築
- 日常生活を支える医療人材養成及び量の確保
- 小児在宅を行う訪問看護師の養成及び訪問看護事業所の確保
- 在宅支援に係る医師看護師等の訪問支援及び保健・福祉・教育等の多職種連携
- 相談体制等家族支援に係る環境づくり
- 保育所及び学校等の連携強化
- 【小児慢性特定疾病対策】
 - ・成人期以降の支援連携体制の構築

方向性

- 医療的ケア児への医療、福祉サービス等、関係機関による多職種連携支援体制の構築
- 在宅療養児における病診連携の推進
- 医療的ケア児に係る医療介護従事者確保及び人材養成に係る研修等の実施
- 在宅移行支援について、保健師を核にした保健所の医療的ケア児への多様な在宅サービスをつなぐ在宅移行連携推進機能の充実

【小児慢性特定疾病対策】※保健医療計画のみに記載

- ・成人難病対策への円滑な連携の推進
- ・難病相談支援センターとの連携強化など患者家族支援の充実
- ・関係機関と難病、小児慢性特定疾病に関する地域課題の共有
(教育委員会、労働機関等)

(2) 障害福祉

課題

- 医療的ケア児、重症心身障害児向けサービスを中心に、サービス提供体制が不足
- 家族に対するレスパイト機能の確保（医療型短期入所事業所の量的・質的確保）
- 障害福祉事業所での医療的ケア児・重症心身障害児の受入体制整備
- 相談支援専門員など、関連分野を調整するコーディネーターの確保

方向性

- サービス提供体制確保に向けた計画的な体制整備
 - ① 地域における重層的な障害児支援の提供体制の確保に向けた、児童発達支援センターの計画的設置
 - ② 医療的ケア児・重症心身障害児に対応可能な児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の計画的な設置
- 身近な地域で家族のレスパイト機能を確保出来るよう、医療型短期入所の開設、受入を拡充
- 医療的ケア児・重症心身障害児を受け入れることのできる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等福祉事業所の拡大に向けた、看護師、支援員向け研修の実施
- 医療的ケア児等の在宅生活に必要な支援を円滑に調整する「在宅支援コーディネーター（仮称）」人材養成研修（府事業）の実施

(3) 保育・幼児教育

課題

- 看護師の配置やたん吸引等を行える保育士の養成など医療的ケア児の保育所受け入れ体制整備
- 訪問看護師による支援拡大
- 在宅から就学へと切れ目のない在宅ケア児ネットワークの実現

方向性

- 日常生活を支える医療・福祉・保育や教育など地域の連携体制の構築
- 保育所等への看護師の配置や派遣
- 医療的ケア児個々の状況に寄り添った保育体制の整備
- たん吸引等を行うことのできる保育士養成のための専門研修の拡充

(4) 教育

課題

- 就学前から就学後にかけての学校と医療・保育・福祉機関との円滑な連携
- 医療的ケアを必要とする幼児、児童、生徒に対する継続した取組、質の向上
- 教育活動（特に修学旅行、宿泊学習など泊を伴う学校外行事等）における医療的ケアを必要とする生徒への体制確保（看護師の確保）

方向性

- 「支援計画」の作成や「保幼小連絡会」等を活用し、就学前施設と連携したスムーズな引き継ぎ
- 特別支援学校教員を対象とした喀痰吸引等3号研修の実施を通じ、医療的ケアを必要とする幼児、児童、生徒に対応が可能な人材の確保・養成
- 特別支援学校に配置されている学校看護師について、研修参加等を通じたケアの質の向上・確保と、学校看護師が不在となった場合等に対応するための方策の検討

(5) 関係機関の連携、関連分野の調整

方向性

- 医療的ケア児に対する、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」（府・圏域・市町村単位で設置）での議論及び連携促進
- 医療的ケア児等の在宅生活に必要な支援を円滑に調整する「在宅支援コーディネーター（仮称）」人材養成研修（府事業）の実施（再）

4 ワーキンググループでの検討概要（意見）各回添付